

H24.1.27 原賠審資料（葛尾村）

葛尾村における区域見直しに係る現状、今後の見通し及び課題について

■ 現 状

福島第一原子力発電所から20キロ圏内及び放射線量の高い村北東部の一部を含む地域を警戒区域、残りの全村地域を計画的避難区域として指定されている。

■ 今後の見通し

本村の放射線量の状況からすると、国から示された「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3地区に該当する。

■ 課 題

村の7割の地域は、「避難指示解除準備区域」、残りの3割の地域が「居住制限区域」、「帰還困難区域」と想定されるが、地域コミュニティである「行政区」が分断されるため「行政区」単位の指定を実施したい。

これまで指針に示された損害に関しては、避難による苦痛は、期間が長くなるほど増していくもので、癒えていくものではないことから、引き続き村へ帰還できるまで継続して補償していただきたいことと、財物の価値の減少分については、建物は勿論のこと、農地や山林は汚染により、価値がゼロに等しくなったと考えられることから指針を早急に示していただきたい。

また、本村住民は、飲料水については、地下水や湧水を自分で自宅に引き使用していたため、水道料は、かからない生活をしてたがこの避難により、水道料がかかり、家計の負担となっていることから、これらの補償について、新規項目として認定していただきたい。

■ 区域見直しによる新たな課題

○ 帰還困難者にかかる損害額の算定について

長期に帰還困難となると、生活の根本を失うことになり、生活再建に力点をおいた、損害の認定を早急に示していただきたい。

課題事項

- ・建物（住宅、付属屋等）・・・評価額でなく再建築を考慮した損害補償
- ・土地・・・評価額でなく再取得を考慮した損害補償
- ・営農損害・・・農業者などは、営農の基盤である農地を失うため、根本的な十分な損害補償がされるべきと考える。